

平成 29 年 7 月 3 日
教員養成部会資料

教職課程認定基準の改正について

教職課程認定基準の改正（教員養成部会決定）

(1) 科目区分の大きくくり化に伴う関連規定の改正

- 改正後の教育職員免許法施行規則（以下「改正規則」という。）による、従前の「教科に関する科目」、「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」（以下「教科に関する科目等」という。）及び「教職に関する科目」の改正に伴い、科目名や事項名の改正を行う。
- 専任教員及び共通開設については、従前と同様の基準とする。

なお、「教育課程の意義及び編成の方法」については、改正規則において「教育の基礎的理解に関する科目」に位置づけられたことに伴い、「教育の基礎的理解に関する科目」として各種基準を適用する。

【基準 3 (6) (7)、4-1 (3)、4-2 (4)、4-3 (5)、4-4 (5)、4-6 (3)、4-7 (2)、4-8 など】

(2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の創設に伴う改正

- 「教科に関する専門的事項」の複数区分や「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の両方を含めた科目の開設（以下「複合科目」という。）については以下のとおり取り扱う。

- ① 複合科目を担当する専任教員は、「教科に関する専門的事項」の専任教員数に含めることができる。（ただし、必要専任教員数の半分以上は、自学科等の専任教員を配置する必要がある。）

【基準 3 (4)、4-1 (3)、4-2 (4)、4-3 (5) i)、4-4 (5) i)、4-9 (4)】

- ② 複合科目は、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」と同様の基準により、共通開設をすることができる。

【基準 4-8 (3)、4-9 (3)】

- 「教科に関する専門的事項」における必要修得単位数が「教科及び教科の指導法に関する科目」として統合されたことに伴い、「教科に関する専門的事項」について中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の教職課程を設置する際は 20 単位以上を、中学校教諭二種免許状の教職課程を設置する際は 10 単位以上の開設を必須とする。【基準 4-3 (1)、4-4 (1)】

(3) 事項の追加・変更に伴う改正

- 改正規則により事項が追加・変更された「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「総合的な学習の時間の指導法」「道徳の理論及び指導法」について、同一の学科又は他学部他学科等との共通開設を可能とする。（なお、これらの事項の追加・変更に伴う必要専任教員数の変更は行わない。）

【基準 4-8 (2) i) ii) iii)、4-9 (2) i) iii)】

- 改正規則により事項が追加・変更された「学校体験活動」について、教育実習と同様の共通開設を可能とする。

基準 4-8 (2) v)、4-9 (2) ii)、11 (1) (3)】

(4) 幼稚園教諭免許状の区分の変更に伴う改正

- ・ 改正規則により、幼稚園教諭免許状の「教科に関する科目」が「領域に関する専門的事項」に変更されたことに伴い、幼稚園教諭一種免許状の教職課程を設置する際は、従前の6教科中5教科から、5領域中5領域の科目開設を必須とする。（二種免許状は4領域の開設を必須とする。）
【基準4-1（1）】
- ・ 同一学科等において、「領域に関する専門的事項」と小学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。
【基準4-1（3）、基準4-2（4）】
- ・ 改正規則附則により、幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条の規定による場合の教育課程及び教員組織については、平成30年度までの教職課程基準による。
【基準12（2）】

(5) 小学校教諭免許状の教科「外国語」の追加に伴う改正

改正規則により小学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法」に「外国語」が新設されたことに伴い、小学校教諭免許状の教職課程を設置する際の「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」の科目について、従前の9教科中9教科から、10教科中10教科の開設を必須とする。
【基準4-2（1）（2）】

(6) その他の改正

- ①同一学科等の団地間の距離が50kmを超える場合の専任教員の配置基準の整理
【基準3（5）】
- ②短期大学の専攻科の課程に係る専任教員の配置基準の明確化
【基準3（7）、4-1（3）、4-2（4）、4-3（5）】
- ③「教科に関する専門的事項」の共通開設が可能な科目の範囲の明確化
【基準4-3（2）など】
- ④教職課程認定審査の確認事項との整理
「教職課程認定審査の確認事項」に規定する中学校及び高等学校教諭の教職課程を設置する際の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目開設にかかる事項を教職課程認定基準に移行する。
【基準4-3（3）、4-4（3）】
- ⑤昼間の課程（第1部）と昼夜間あるいは昼間二交代制（第3部）の課程を併設する場合の特例の整備
【基準7】
- ⑥各基準の記載位置の調整や文言の整理など、その他所要の整備
【基準2-（2）など】

(参考 教職課程認定に関するその他の事項の改正 (課程認定委員会決定) について)

教職課程認定審査の確認事項の改正 (課程認定委員会決定)

(1) 教職課程コアカリキュラム等の策定に伴う改正

授業科目の審査にあたっては、「教職課程コアカリキュラム」等に定める事項の確認を行う。

【確認事項 2 (4)】

(2) 「実務家教員」の審査方法に関する改正

「実務家教員」の審査にあたっては、学校現場での経験や実績も含めた総合的な判断により審査を行う。

【確認事項 3 (2)】

(3) その他

各基準の記載位置の調整や文言の整理など、その他所要の整備を行う。

【確認事項 1 (4) ①、3 (1) など】

平成 31 年度教職課程認定審査要領の制定 (課程認定委員会決定)

(1) 平成 30 年 4 月 1 日において教職課程を有しており、平成 31 年 4 月 1 日以降も引き続き教職課程を有するための認定 (再課程認定) の申請にあたっては、提出書類の一部を省略する。

【審査要領 2】

(2) 「総合的な学習の時間の指導法」及び小学校教諭の「各教科の指導法 (外国語)」の教員審査について、平成 31 年度からの教職課程の認定にあたっては特例的な取扱いを行う。

【審査要領 3 (2) (3)】

(3) 改正規則附則により、幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第二条の規定による場合においては、事後調査を実施する。

【審査要領 4】